一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下田川
二　砂防法第二条の土地の表示
　宮崎県小林市須木下田の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	32°03′59.4430″	131°04′37.5946″
2	32°03′58.9147″	131°04′36.6345″
3	32°03′58.2896″	131°04′36.2673″
4	32°03′57.6845″	131°04′35.0500″
5	32°03′57.6636″	131°04′31.9179″
6	32°03′57.7104″	131°04′31.8532″
7	32°03′58.0896″	131°04′31.7402″
8	32°03′58.6364″	131°04′32.3379″
9	32°03′58.9384″	131°04′34.5980″
10	32°03′59.6067″	131°04′34.8367″
11	32°03′59.8593″	131°04′35.1321″
12	32°03′59.8548″	131°04′35.6167″
13	32°03′59.2664″	131°04′36.1144″
14	32°03′59.3662″	131°04′36.3467″
15	32°03′59.4336″	131°04′36.6014″
16	32°03′59.5038″	131°04′36.6277″
17	32°03′59.6658″	131°04′37.0270″
18	32°03′59.8001″	131°04′37.2926″

○国土交通省告示第八百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　霧島火山備蓄ヤード
二　砂防法第二条の土地の表示
　宮崎県えびの市大字原田の区域内の土地のうち、次の一点から三十八点までを順次結んだ線及び一点と三十八点を県道生駒高原北西方線の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	31°59′03.6244″	130°53′30.5677″
2	31°59′03.5301″	130°53′30.6388″
3	31°59′03.2532″	130°53′30.6036″
4	31°59′03.0864″	130°53′30.4778″
5	31°59′02.8998″	130°53′30.3466″
6	31°59′02.6255″	130°53′30.1787″
7	31°59′02.2842″	130°53′30.0468″
8	31°59′01.9235″	130°53′29.9972″
9	31°59′01.5506″	130°53′29.9629″
10	31°59′01.2941″	130°53′29.9184″
11	31°59′01.0360″	130°53′29.8313″
12	31°59′00.8173″	130°53′29.7165″
13	31°59′00.5803″	130°53′29.5434″
14	31°59′00.3617″	130°53′29.3245″
15	31°58′59.8949″	130°53′28.7894″
16	31°58′59.4292″	130°53′28.2575″
17	31°58′59.3323″	130°53′28.1491″
18	31°58′59.2144″	130°53′28.0451″
19	31°58′59.1281″	130°53′27.9866″
20	31°58′58.9383″	130°53′27.8804″
21	31°58′58.7174″	130°53′27.8079″
22	31°58′58.4391″	130°53′27.7667″
23	31°58′58.1519″	130°53′27.6587″
24	31°58′57.8409″	130°53′27.3544″
25	31°58′57.6351″	130°53′27.0920″
26	31°58′57.6130″	130°53′27.0638″
27	31°58′57.4331″	130°53′26.8344″
28	31°58′57.2282″	130°53′26.5867″
29	31°58′57.0259″	130°53′26.4000″
30	31°58′56.8321″	130°53′26.2522″
31	31°58′56.5985″	130°53′26.1148″
32	31°58′56.3663″	130°53′25.9890″
33	31°58′56.1388″	130°53′25.8169″
34	31°58′55.9206″	130°53′25.5437″
35	31°58′55.8625″	130°53′25.4266″
36	31°58′56.2405″	130°53′24.8022″
37	31°58′56.5208″	130°53′24.3391″
38	31°58′56.6317″	130°53′24.2538″

○防衛省告示第二百五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月二十四日（予備、同月二十五日及び同月二十六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年九月十五日から同月十九日及び同月二十三日から同月二十六日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から北側で(イ)と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒